

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853

水戸市平須町1-93

tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317

e-mail iba-kou@mito.ne.jp

「安保関連法」の是非を問う教職員投票にご協力を

国民の声を無視して95日間の国会延長

「戦争法」成立を目的に、国会を9月27日まで95日間延長することが自民党・公明党・次世代の党の賛成で6月22日に決定しました。安倍首相は「95日間の延長幅を取って徹底的に議論していきたい。丁寧な説明を心がけながら成立をめざしたい」と記者団の質問に答えました。

しかし、これまでの国会審議がストップしたのは、質問している野党議員に対して同じ答弁の繰り返しや安倍首相自身によるヤジ、日本年金機構の年金情報125万件流出問題などがあったためです。

6月16、17日の朝日新聞の世論調査では、「戦争法案」を今の国会で成立

させることに対して「必要がない」が60%になり、「必要がある」23%を大きく引き離しています。

国会審議で明らかになった「戦争法案」の問題点

集団的自衛権の行使については、6月4日の衆院憲法審査会で参考人の3人の憲法学者が「憲法に違反する」との認識を表明しました。自民党・公明党が推薦した参考人の憲法学者である早稲田大学長谷部恭男法学学術院教授は、「集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかないし、法的安定性を大きく揺るがす」と断じました。

3人の意見表明に対して、安倍政権

からは「憲法判断をするのは最高裁判所であって憲法学者ではない」「違憲ではないという著名な学者もたくさんいる」「憲法を法案に適応させた」などの反論・珍論が出されたが、国会論戦の中でそれらは全て撤回を迫られました。

国会論戦の中では、安倍首相の「他国の武力行使と一体ではない『後方支援』だから危険ではない」「戦闘場面での『後方支援』はしない」という主張に対して、「国際法上武力と一体ではない『後方支援』はあり得ず、『後方支援』は兵站行為にあたり、兵站は軍事攻撃の格好の標的になる」ことが明らかにされました。

また、PKO法改定で戦乱が続いている地域での「治安維持活動」は武力行使に転化することが明らかにされました。今回の改定で、治安維持活動での武器使用も「自己保存」だけでなく、「任務遂行」のためのものに拡大され

ています。

国会の審議の中では、「安全保障環境の根本的変容」という言葉が使われることが多いが、国会の質疑の中では「他国に対する武力攻撃によって、政府の安保法案が言うような『存立危機事態』に陥った国が、世界で一つでもあるのか」という質問に、具体的実例を一つも示せませんでした。

憲法学者から「違憲」と言われ、戦争法案について「国民に十分説明していると思うか」について、「そう思わない」が80%（6月8日付読売世論調査）にのぼっている戦争法案は国会延長ではなく、撤回すべきです。

全国に広がる「戦争法」反対の声と運動

6月22日の国会参考人質疑で、元法制局長官2人が「戦争法案」について違憲と批判し、「行使容認は限定的なものも含めて憲法9条に違反しており、速やかに撤回すべきだ」と明言しました。また、6月13日（土）の「ストップ安倍政権! 大集会」には全国から1万6000人が集まり、14日（日）の国会包囲行動には2万5000人が集まって、「戦

争法反対」の声を上げました。

茨城県でも6月4日に6団体、3政党で「『戦争法制』に反対する茨城県実行委員会」が結成されました。6月17日（水）におこなわれた水戸駅北口での「戦争法の成立をとめよう! 茨城総がかり行動」（リレートークと宣伝行動、デモ行進）には県内から1000人を超える人たちが集まりました。

今後、こうした戦争法の廃案を求める運動は県内外各地で旺盛に取り組まれます。一人ひとりの教職員にとっては「教え子を再び戦場に送らない」ことが具体的に問われています。

全教職員投票にご協力を

組合では、7月6日（月）～10日（金）の期間に、集団的自衛権行使を可能とする「安保関連法」の是非を問う全教職員投票に取り組みます。

各職場では分会の方から投票用紙を配布しますので、投票してください。なお、この教職員投票は全日本教職員組合が全国的にとりくむもので、投票結果は報道機関に配布するなど、社会的に公表



現行の教員評価制度の問題点

こんな質問があった

先日講師で働いていた方と話す機会があった。彼によると、校長から「教員評価は全教員対象なので、あなたにもやってもらおう」と言われ、提出した自己申告書について「こんなものしか書けないのか。書き直せ」と言われたという話だ。「県教委の指示では『臨時的任用職員は除きます』とあるので、講師の先生は自己申告書は書かなくてもいいんだよ」と言うと、「嘘でしょう」と彼は言った。

県教委の「新しい教員評価の手引き」ではどうなっているか

県教委の「人材育成・学校活性化支援システムの構築に向けて～新しい教員評価の手引き（改訂版）～」(平成27年3月)では、「第2 4 評価の対象とするものの範囲」で次のようになっている。

新しい教員評価の対象となる職員は、校長、教頭、教諭(本採講師)、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員とします。

なお、再任用職員(常時勤務者・短時間勤務者)も評価の対象とします。

学校に勤務する教職員のうち、事務職員、学校栄養職員、海事職員及び技能労務職員については、この評価の対象とせず、教育委員会の行政職員と同様の評価を実施することとします。

高校教育課の人事担当に質問したところ、「本採講師」は臨時的任用職員ではなく、労働条件も正規教員と変わらないということだ。対象者数は非常に少ないということである。

21年3月版の「手引き」には、「・・・寄宿舎指導員とします」の後に「(臨時的任用職員は除きます)」と記述されていたが、27年度版に「臨時的任用職員は除きます」の一文がない。一文がなくなったことについては、人事担当は「変更があつて削除したわけではありません。対象に臨時的任用職員を入れていないので、臨時的任用職員は評価の対象にしないということは、書かなくてもわかることなので、あえて書いていないだけです」という回答だった。県教委の指示は簡単にまとめると教員評価は正規教員対象のもので、臨時的任用職員は対象にしないということである。対象にしないのは労働

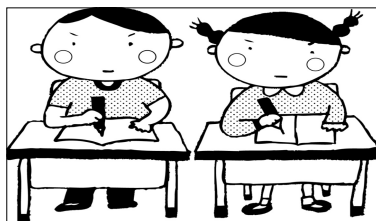
条件が全く違うからである。

しかし、管理職の中に、「本採講師」の言葉の理解が不十分で、「本採講師」を臨時的任用職員の常勤講師と間違えて、「講師も含めて全教員が教員評価の対象だ」と言っている者がいることも考えられる。わからないことがあつたら、担当者きちんと確認する必要があるのに、そうなっていない。

管理職のコンプライアンス

「臨時的任用職員は除く」という教育委員会の指示に反して、講師の先生に教員評価を強要することも問題だが、罵倒や自己申告書の書き直しを命じることには、「人材育成・学校活性化支援システム」という教員評価の目的にも反する。

「評価」制度を使って校長としての支配力や権力を誇示することは、組織マネジメントの観点からも許されることではなく、書き直しや罵倒はパワハラの典型的な事例である。管理職のコンプライアンスの問題として県教育委員会の指導の対象とされるべきことである。



夏季休業中は有意義な研修を

長期休業中の研修に変更なし

2002年7月1日の県教委の「通知」以降、長期休業中の研修についての新たな指示、通知は出ていない。従って、今年度もこれまで通りの取扱いになり、「研修計画書」を提出し、研修をおこない、「報告書」を提出することになる。

教員の研修は法に定められた教員の「職務」

教育公務員特例法21条には、「教育公務員は、その責務を遂行するために、絶えず研修と修養に努めなければならない」とあり、研修は法に定められた教員の「職務」である。「特例法」23条には、「教員は、授業に支障のない限り、本部長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修をおこなうことができる」とあるので、当然、研修は勤務時間内におこなうことを前提にしている。「担当する教科に直接関係しなければ研修を認めない」「自宅でなければならない理由を書け」「この学校は研修を認めていない」などと言うことは法律違反であり、学校管理者としてコンプライアンス違反である。

長期休業中は有意義な研修を

学校の仕事が忙しすぎて、自分の教科や特別指導等についての学習が思うようにはできないという先生方も多いのが実際のところだ。生徒のいない長期休業中に日頃できない勉強をしたいという場合、教育公務員特例法で保障された研修を使って教員としての見識や教養を高めることは重要なことである。校長や教頭は、「夏休みのだから時間を有効に活用して研修に励んでください」と研修を奨励する必要がある。

日頃の超過勤務は勤務の振替でできるだけ解消し、日頃できない学習は研修をおこなって有意義な長期休業を過ごす必要がある。組合としては教員が研修を自由におこなえるような職場環境が重要であると考え、研修を制限するような管理職を問題にしている。

また、教員免許更新制の受講は職専免(職務専念義務免除)でおこなうというのが制度導入時の組合と県教委との合意事項なので、大学で受講するか通信教育で受講するかの区別なく、受講日は職専免になる。そうならない場合は、すぐに組合に連絡して欲しい。